屋外広告業の登録について

平　成　１　８　年　４　月

豊　橋　市　役　所
都　市　計　画　課

屋外広告業登録制度の概要

豊橋市役所都市計画課

豊橋市では、豊橋市屋外広告物条例（以下「条例」という。）を改正し、今までの屋外広告業の届出制度を改め、新たに登録制度を平成１８年４月１日から導入することとしました。これにより、市内で屋外広告業を営むためには、事前に市長の登録を受けることが必要となります。

この改正は、近年違反広告物を無許可で表示したりする不良業者が多く見受けられ、まちの良好な景観を著しく阻害することから、屋外広告業を登録制度に改め、営業上のペナルティーを科すことにより、不良業者を排除するとともに良質な業者を育成することを目的としています。

屋外広告業とは

「屋外広告業」とは、屋外広告物の表示や掲出物件（広告板など）の設置を行う営業のことで、具体的には施工業者が該当します。元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。従って屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を行わない広告代理業、看板製作業は屋外広告業に該当しません。

※なお「市内で屋外広告業を営む」とは、市内に営業所をもたない者であっても市内で屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を行う場合も含まれます。

屋外広告業の登録制度の概要は以下のとおりです。屋外広告業を営もうとする者及び市長の登録を受けた屋外広告業者には、条例により様々な義務が課せられています。

１　登録申請及び登録の有効期間（条例第２４条、２４条の２）

屋外広告業を市内で営もうとする者は市長の登録を受けるために登録申請書を提出する必要性があります。詳しくは、本冊子７ページ「登録の申請等」の「１　登録の申請」をご覧下さい。なお、登録の有効期間は5年間です。登録有効期間の満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、登録有効期間の満了30日前までに更新登録の申請が必要となります。

２　登録の通知（条例第２４条の３）

登録後、登録年月日、登録番号及び登録有効期間を記載した「屋外広告業登録済証」を登録申請者へ交付します。

※屋外広告業の登録の更新や廃業等の際には、屋外広告業登録済証を返還していただきますので大切に保管してください。

３　登録の拒否事由（条例第２４条の４）

登録申請者が次の事項に該当する場合、又は登録申請書やその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、登録を受けることができ

ません。
（１）登録の取り消し処分の日から２年を経過しない者
（２）屋外広告業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその法人の役員であった者で、その処分の日から２年を経過しない者
（３）営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者
（４）屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
（５）未成年者の場合は、その法定代理人が上記（１）～（４）のいずれかに該当する者
（６）法人で、その役員のうちに上記（１）～（４）のいずれかに該当する者があるもの
（７）営業所ごとに業務主任者を選任していない者

４ 登録事項の変更の届出（条例第２４条の５）
登録を受けた後に登録事項に変更があった場合は、屋外広告業者は変更の日から３０日以内に届出が必要です。詳しくは、本冊子８ページ「登録の申請等」の「３　登録事項の変更の届出」をご覧下さい。

５ 屋外広告業者登録簿の閲覧（条例第２４条の６）
登録を受けると、市は登録事項を屋外広告業者登録簿に登録をし、都市計画課で一般の閲覧に供され、公開されることになります。

６ 廃業等の届出（条例第２４条の７）
登録を受けた後に市内での屋外広告業を廃業する等の場合は、屋外広告業者は廃業等の日から３０日以内に届出が必要です。詳しくは、本冊子９ページ「登録の申請等」の「４　廃業等の届出」をご覧下さい。

７ 登録の抹消（条例第２４条の８）
登録の有効期間が満了して更新の登録を受けなかった場合や行政処分により登録が取り消された場合は、市は屋外広告業者登録簿から屋外広告業者の登録を抹消します。

８ 講習会の開催（条例第２５条）
各都道府県、指定都市及び中核市は屋外広告物に係る法令、表示の方法及び施工に関する講習会を開催します。この講習会を受講することにより、業務主任者となる資格を得ることができます。なお、登録制度施行日（平成１８年４月１日）より前に受講した講習会の修了証は登録制度施行後も引き続き有効です。再度、講習会を受講する必要はありません。

９ 業務主任者の設置（条例第２６条第１項）
屋外広告業者は営業所ごとに、次に該当する者の中から業務主任者を選任する必要があります。業務主任者を選任しないと登録はできません。
（１） 屋外広告士の試験に合格したもの
（２） 都道府県・指定都市・中核市が開催する講習会の課程を修了した者
（３） 職業能力開発促進法に基づく広告美術仕上げに係る職業訓練指導員の免許を所持する者、技能検定試験合格者又は職業訓練の課程を修了した者
なお、業務主任者は営業所の専任の者である必要はありませんが、屋外広告業者と継続的な雇用関係を有し、通常勤務時間中はその事務所の業務に随時従事し得る者でなければいけません。

１０ 業務主任者の業務（条例第２６条第２項）

業務主任者は、広告物の表示等に係る法令等の規定の遵守、そのほか営業所における業務の適正な運営を図るために必要な業務を行う者で、次の業務を総括します。

（１）条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守を確保するため必要な業務

（２）広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全を確保するため必要な業務

（３）条例に規定する帳簿（後記「１２ 帳簿（屋外広告業取引帳簿）の備付け」参照）に規則で定める事項を記載し、又は記録する業務

（４）（１）～（３）に掲げるもののほか、営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務

１１ 標識の掲示（条例第２６条の２）

屋外広告業者は営業所ごと、公衆の見やすい場所に以下の豊橋市屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）で定める標識を掲示しなければなりません。

（様式第22）

屋外広告業者登録票	
氏名 （名称及び代表者の氏名）	
登録番号	豊橋市屋外広告業登録 第 号
登録年月日	年 月 日
営業所の名称	
業務主任者の氏名	

（大きさは、日本工業規格Ａ３とする。）

１２ 帳簿の備付け（条例第２６条の３）

屋外広告業者は営業所ごとに帳簿（屋外広告業取引帳簿）を備え、注文者の氏名及び住所、屋外広告物等の表示等の場所・名称・種類・数量・表示等の年月日、請負金額を契約ごとに記載し、事業年度の末日から５年間保存しなければなりません。帳簿の様式は、都市計画課窓口でもお渡しします。なお、パソコンの処理により保存することも認められています。

１３ 屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告（条例第２７条）

市は良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことがあります。

また、この指導等に従わない場合には行政処分を行うことがあります。

１４ 登録の取消し等（条例第２７条の２）

屋外広告業者が次の事項に該当するときは、市はその屋外広告業者の登録を取り消したり又は６ヶ月以内の期間でその営業の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

（１）不正の手段により屋外広告業の登録（更新を含む。）を受けたとき。

（２）本冊子１、２ページの「３ 登録の拒否事由」（２）、（４）～（７）のいずれかに該当することとなったとき。

（３）登録事項の変更について届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（４）屋外広告物法に基づく条例（他の自治体の条例を含む。）又はこれに基づく処分に違反したとき。

１５ 屋外広告業者監督処分簿の備付け等（条例第２７条の４）
　市が「１４ 登録の取消し等」の行政処分を行った場合は、屋外広告業者監督処分簿に処分年月日、内容等を記載します。この処分簿は一般の方が豊橋市役所都市計画課で閲覧することができます。

１６ 屋外広告業の検査等（条例第２７条の５）
　市は条例の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者（登録を受けていない業者を含む。）から報告若しくは資料の提出を求めたり、営業所その他営業に関係のある場所への立入検査や帳簿、書類その他の物件の検査を行ったり、その関係者に質問を行うことがあります。

１７ 違反者に対する罰則（条例第３２条～３６条）
　屋外広告業者が条例又は条例に基づく処分に違反した場合、次のような刑罰等に処せられることがあります。また（１）～（３）に違反する行為をした場合は、行為者が罰せられるほか、法人等にも罰金刑が科せられます。
（１）次のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金
　ア　登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
　イ　不正の手段により登録を受けた者
　ウ　営業停止の命令に違反した者
（２）次のいずれかに該当する者は、３０万円以下の罰金
　ア　登録事項の変更について届出をせず又は虚偽の届出をした者
　イ　業務主任者を選任しなかった者
（３）次のいずれかに該当する者は、２０万円以下の罰金
　　報告若しくは資料の提出をせず若しくは虚偽の報告や資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避し若しくは質問に対して答弁せず若しくは虚偽の陳述をした者
（４）次のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料
　ア　屋外広告業の廃業等の届出を怠った者
　イ　営業所に標識を掲げない者
　ウ　営業所に営業に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず若しくは虚偽の記載をし又は帳簿を保存しなかった者
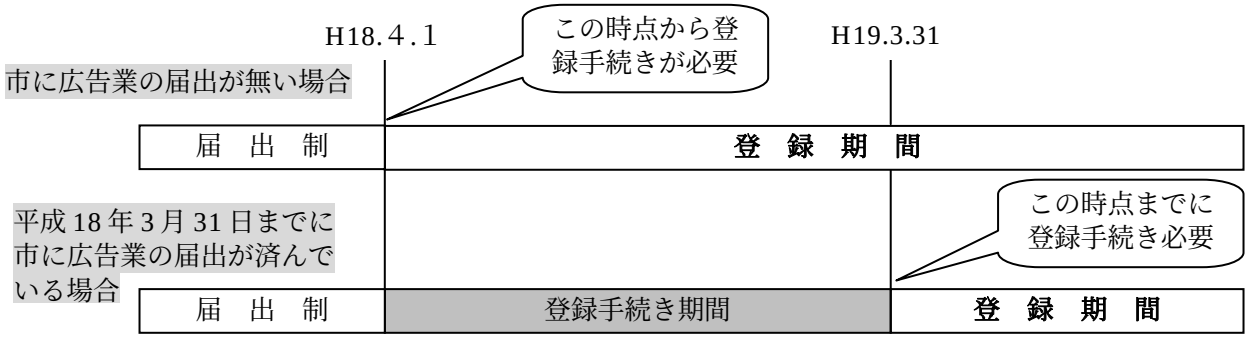
１８ 経過措置（改正附則）
　平成１８年３月３１日までに豊橋市へ屋外広告業の届出をしている者は、平成１９年３月３１日まで登録を受けずに屋外広告業を営むことができます。平成１９年４月１日以降も引き続き豊橋市で屋外広告業を営まれる場合は、この間に速やかに登録を受けてください。